

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会
(第4回)における主な意見

1. 国際標準化、知的財産権等の活用を通じた世界市場での売上増加

【国際標準化】

(標準化戦略について)

- ロードマップを含めた戦略は、誰が策定・実行するのか。また、短期・中期とされていることが不明確にしている。
- パテントマッピングを作成して動かしていき、行けそうな良い分野があれば官民一体となってやる。
- 目標に国際標準提案数を置くことに害は無いが、研究開発戦略との連携の観点から、コントロールできるものを記載すべきではないか。
- 標準の数値目標について。多くの専門家は70～80年代に活躍した人。2020年には引退している時期。専門家を400人とあるが、その分布も入れて欲しい。

【国際知財システム】

- 模倣品・海賊版対策関し、農林水産物も明記した点は評価するが、アジア諸国のUPOVへの加盟促進、東アジア植物保護フォーラムの活動強化も重要。

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規産業の創出

【産学連携力の抜本的強化】

(いわゆる仮出願について)

- 出願フォーマットの自由化による、論文出願の実現を短期で行うべき。
- 仮出願を導入するのであれば、補正の要件や明細書の記載要件を見直さなければ形だけの制度になってしまう。

- 論文出願が可能となった場合、安易に論文による出願を行わないようにする施策を別途講じる必要がある。

(研究者の研究体制について)

- 研究現場にリサーチ・アドミニストレータを配置すべき。
- 大学における知財体制を抜本的に見直すべき。
- 産学連携活動は支援人材が行うものであって、教員が行うものではない。
- 大学教員の研究や教育の時間を減らすとの議論は論外である。
- 共同研究で博士課程の学生やポスドクを研究助手とすることは間違っている。ポスドクは研究者の一手手前で研究する者である。

(その他)

- 目標指標例において「IMD指標の産学連携力を5位以内」とある。もちろんトップを目指すべきだが、具体的に何をしたら順位が上がるのか不明であれば、指標から除外すべき。
- 企業による大学発ベンチャーへの投資を促進するような税制が必要。

【イノベーションインフラの整備】

(ダブルトラックについて)

- 技術的事項は特許庁、法律的事項は裁判所と整理するとともに、特許庁の審査・審判の質の向上、迅速化を図るべき。
- 仮にキルビー判決以前も勝訴率が弱いとするならば、元々勝訴率が低いこと自体を問題視するべきではないか。
- キルビー判決は「明らか」要件を課して、行政と裁判所の役割を分けていた。特許法第104条の3の廃止ではなく見直しが適當。
- ダブルトラックの問題より、「蒸し返し」(再審)の方が問題。
- 特許侵害訴訟は他の訴訟より勝訴率が低いが、特許の場合は技術的・法律的判断を含むため、他の訴訟とは異なる。
- 三審制が機能しているのか、チェックするべき。
- 判決データが詳細に完全に公表されていない現状にも問題あり。詳細なデータに基づいて議論すべき。

(その他)

- 日本の制度では、期間を徒過した場合の救済制度が諸外国と比べて整っていない。
- 特許出願に関する明細書の記載要件、補正要件等の形式要件について日本は諸外国に比べ要件が厳格過ぎる。

3. その他

- 国際競争力の観点から、今なぜ知的財産戦略が求められているのかを、記載すべき。
- 日本は依然、世界第3位の市場。「国内市場の伸びが見込めない」との悲観的な書きぶりは不適切。
- 製品を売り上げるという製造業の立場からみると、「技術貿易収支」という指標には疑問。

(以上)